共済事業

Q&A

被扶養者認定を受けられるのは月額いくらまで？

ご家族がパートやアルバイト等をしている方はご確認を！

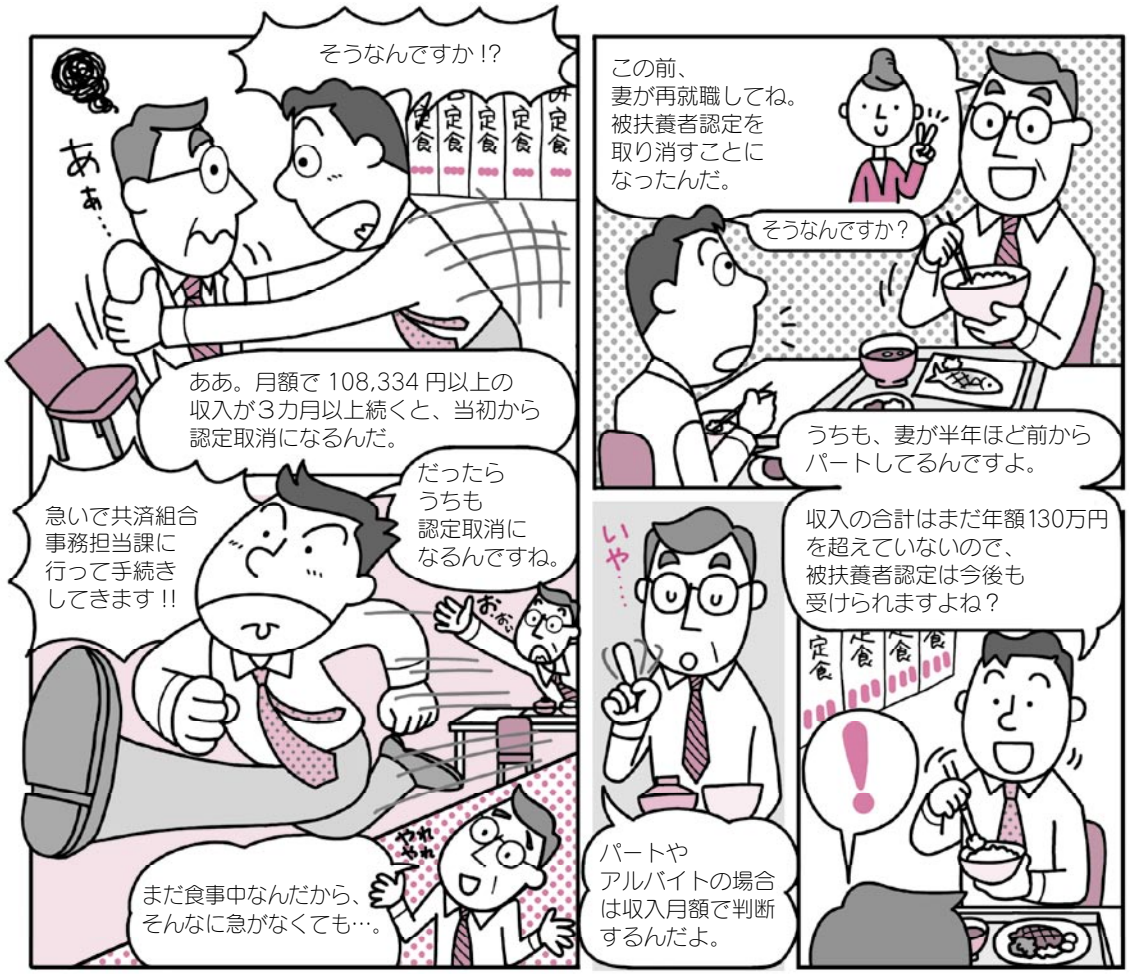

Q 私の妻は現在被扶養者として認定されていますが、4月から10月までのパート収入が月々12万円ほどありました。この場合、年額130万円を超えないので継続して被扶養者認定を受けられますか？

A 被扶養者として認められるには、「主として組合員の収入により生計維持されている者※1」であることが大前提となります。

これは、組合員が家族の中心的役割という精神面だけではなく、組合員に実際の経済的扶養能力があり、かつ扶養の実態による判断が必要となります。

この判断をするための1つの要件として、**「恒常的な収入が年額130万円未満（公的年金受給者等※2の場合は180万円未満）」**という基準があります。

ここでいう年額130万円の基準は、月々給与を受けるパートやアルバイトの場合、月額による判断がより実態に即していると考えられるため、月額108,334円未満（公的年金受給者等の場合は15万円未満）という基準が適用されます。

よって、たとえ年額では130万円未満であっても、働いていた期間とその間に受けた収入を月額換算し、**月額で108,334円以上が3カ月連続**すれば、恒常的な収入であると判断しますので、右記質問の場合は4月に遡って被扶養者認定の取消申告をしていただくことになります。

※1 「主として」の判断は、生計（生活）費の半分以上を組合員の収入により維持されている状態をいいます。

※2 公的年金受給者等とは 障害を支給事由とする公的年金受給者、または公的年金を受給している60歳以上の者であり、60歳未満の遺族年金受給者は含みません。

ミネー・蘭の深層占星術 12 DEC. 月生まれ

行く先に障害が出てきますが、その壁を乗り越える試練のときのようです。そこを越えないといつまでもその壁は巡ってきます。大事なものを守る勇気さえあれば大丈夫なはずです。自然との調和がヒントを与えてくれそうです。何か買うときは要不要をよく考えて。

総合★★☆　愛情★★★　健康★★★　金運★★☆

招運アイテム パーティー用バッグ、ブーケ　勝利の食 クリームチーズ、ピンクレディ